

# 農地利用の最適化を推進するための農業委員会活動について

平成 30 年 2 月 21 日  
長野県農業委員会女性協議会

## I 農業委員会の必須業務である農地利用の最適化

### 1 農業委員会の業務の重点化（農業委員会法第 6 条）

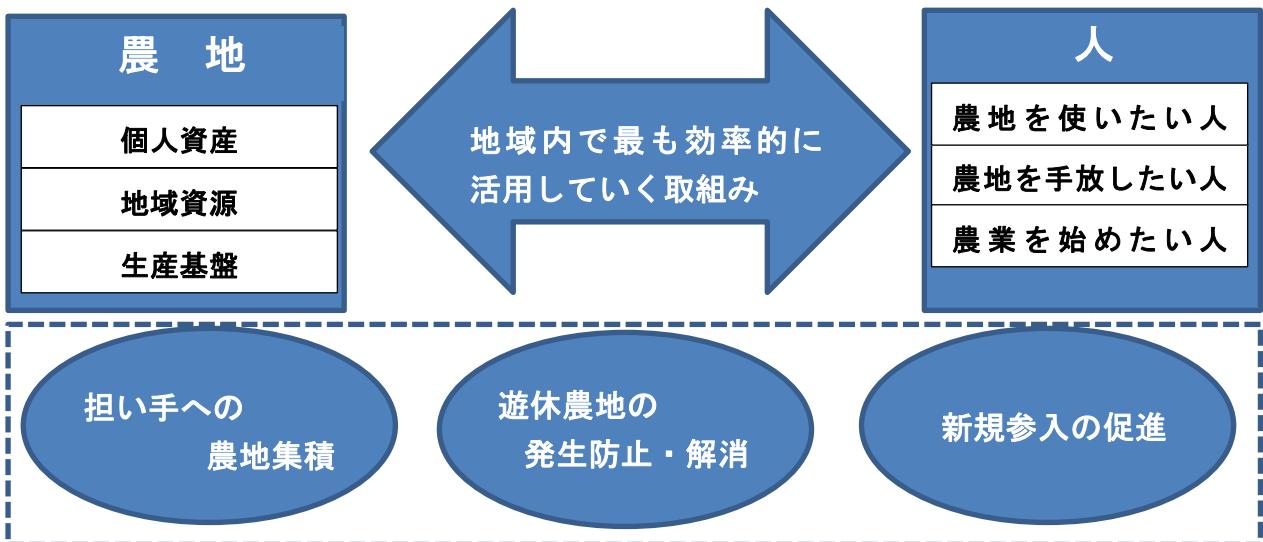
- (1) 農業委員会は次に掲げる事項を処理する（所掌事務）  
ア 農地法その他の法令に基づく審査権限に属する事項

#### イ 農地利用最適化の推進に関する事務を行う

- ウ 法人化その他、農業経営の合理化、農業一般に関する調査及び情報の提供等の事項  
に関する事務を行うことができる

#### → (2) 農地利用の最適化の推進は農業委員会の必須業務

### 2 農地利用の最適化とは



## II 行動する農業委員会として取組むべき活動

- ◆ 市町村・地域の「人・農地プラン」の取組みと連携し、これからの地域農業を考える中で、農地利用の最適化推進活動に取り組もう！
- ◆ 農地利用最適化推進活動の羅針盤であり具体的な活動内容を示す「指針」の早期策定と適宜見直しを進めよう！
- ◆ 農家の意向を把握するための「全戸調査」や「戸別訪問」に取組み、その情報を委員会で共有、また関係機関に提供し、農地利用の最適化につなげよう！
- ◆ 農地の実状を把握するための「農地パトロール」に計画的に取組み、遊休農地を把握し、農地利用上の課題を委員会や関係機関で共有し、農地利用の最適化につなげよう！

### Ⅲ 「人・農地プラン」と連動した農地利用最適化の推進について

平成29年11月7日に県農業委員会大会第2部で確認した「農地中間管理事業の推進に向けた関係機関の連携に係る活動方針」や、「人・農地プラン」の推進に関わる、行政、JAグループ、農地中間管理機構（以下「機構」という。）等の関係機関・団体との積極的な連携・連動した取組みに努めます。

#### 1 地域農業の将来を描く「人・農地プラン」の策定・見直しへの積極的な関与

##### （1）集落・地域の話し合い等へ積極的に参加する

地域の農業振興方針や課題の把握、担い手農家、地域リーダー等関係者との情報共有と連携強化を促進するため、地域での農業関係の会議等へ積極的に参加（最初は聞くことから）する。

##### （2）「人・農地プラン」の策定・見直しに積極的に関与し、地域の合意形成活動を主導する

「人・農地プラン」は地域の農業・人・農地をどうしていくかという、農地利用最適化推進活動の基本となる計画なので、農業委員や推進委員は、その策定・見直しにあたり、地域の話し合いを主導し、合意形成に積極的に関与する。

また、農業委員会事務局は、この策定・見直しにあたり、農業委員会の農地利用最適化の活動が関係機関・団体と協調・連動したものとなるよう、市町村関係部局へ積極的に連携を働きかける。

#### ＜参考＞ 地域農業の未来の設計図となる「人・農地プラン」

「人・農地プラン」は市町村が、地域の意向を把握し、審査・検討して決定

##### 〔人・農地プランの話し合いの範囲〕

人・農地プランの範囲は、複数集落や学校区等のエリアが基本ですが、地域の実状を踏まえて旧市町村単位や集落単位など適切なエリアとします。

##### 〔地域における話し合いの主な項目〕

- 今後の中心となる経営体（個人・法人・集落営農）はどこか
- 地域の担い手は十分確保されているか
- 将来の農地利用のあり方
- 農地中間管理機構の活用方針
- 近い将来の農地の出し手の状況（いつ頃、どのくらい出す意向か）
- 中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）の役割分担を踏まえた地域農業のあり方（生産品目、経営の複合化、6次産業化）

## 2 農地利用最適化の推進活動の羅針盤となる指針は必ず策定する。

- (1) 農業委員会法第7条第1項に位置付けられた農地利用最適化の推進に関する指針  
(以下「指針」という。)は、農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)や農業委員が行う活動を具体的にわかりやすくし、お互いに同じ認識の元で効率的に活動を進めることができるので、必ず策定する。
- (2) 策定・見直しの際は、推進委員及び農業委員の意見を聞き、自分の活動する内容がわかるようできるだけ具体的なものとする。
- (3) 目標設定は市町村全域のほか、より明確化するため地区ごとの設定にも努める。
- (4) 機構の重点地区に指定されている市町村においては、重点地区での農業委員や推進委員の活動方針を盛り込む。
- (5) 毎年、進捗状況を確認し、適宜見直を行う。

<参考> 農地利用最適化推進に関する指針は農業委員会の行動計画

「指針」は、農業委員会が地域の農地情報(人と農地の動き)を把握し、農地の出し手・受け手を掘り起して担い手へ集積するための行動計画です。

### ◆ 農業委員会の行動計画としての「指針」づくりの視点

担い手への  
農地集積

遊休農地の  
発生防止・解消

新規参入の促進

#### 【目標設定】

- 農業委員会として目標を達成するために、どう行動していくか
- そのために個々の推進委員(農業委員)がどう行動していくか
- 推進委員、農業委員が話し合い、市町村(農政及び農地整備担当課)、農地中間管理機構、JA等連携が必要な関係機関と共有できる指針の内容とします。